

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年8月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第56号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第29号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行期日は、令和3年1月1日とする。